

加賀市手話奉仕員養成講座の開催について

○手話奉仕員養成講座とは

「手話」を言語とする聴覚障がいのある人などと日常生活における初歩的なコミュニケーションが行える「手話奉仕員」を養成する講座です。

手話奉仕員養成講座（計80時間のカリキュラム＝厚労省の規定）

【入門編】受講時間・・・35時間

相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶、自己紹介程度の会話が可能なレベル

【基礎編】受講時間・・・45時間

相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者と手話で日常会話が可能なレベル

↓

基礎編の修了者は、石川県手話通訳者養成講座に進める

【加賀市手話奉仕員養成講座】

【石川県手話通訳者養成講座】

入門編 ⇒ 基礎編 ⇒ 受講試験 ⇒ 手話通訳ⅠⅡⅢ ⇒ 全国統一試験 ⇒ 手話通訳者
 (1年) (1年) 市協会推薦 (計3年)

○『加賀市手話奉仕員養成講座』の開催に関する経緯

【令和元年度まで】

入門編と基礎編の両方を毎年開催（令和元年度受講者＝入門編 9名、基礎編 5名）

※手話を学びたい希望者が切れ目なく受講できるよう、入門編を毎年開催にしたことで基礎編も毎年開催となった

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、入門編、基礎編の開催を中止。入門編の修了者は、基礎編を受講できなかった。

【令和3年度】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、昨年度と同様に開催中止。

【令和4年度】

新型コロナウイルス感染症の感染予防を行いながら入門編を再開(＝基礎編は実施せず)

※令和元年度の入門編修了者は、2年のブランクがあることから、入門編を再受講。

令和4年5月～10月の全23回で開催。受講生は9名。うち修了者数は6名。

修了者に令和5年1月と3月にフォローアップ講座を開催し、入門編の復習を実施。

【令和5年度】

令和4年度の入門編修了者のうち、3名が基礎編の受講を希望し、5月から基礎編を開講した。

※令和5年度に入門編の開催を検討したが、講師不足から講師の負担が年々増しており、入門編を担える講師の手配が困難であったため、令和5年度の開催は断念した。

○これまでの手話奉仕員養成講座の課題

- ・入門編の受講で終える修了者がいる
- ・基礎編を修了した受講生が、次の石川県手話通訳者養成講座に進むことが少ない
- ・修了後の受講生が、手話サークルにつながるが少ない
- ・講師不足から講師の負担感が年々増している。

(課題)

- ①手話サークルなどの場で日頃から手話を使用していないと奉仕員養成講座で受講したレベルを維持できない。結果、手話通訳者養成講座に進む修了者がいない。
- ②講師不足に対応するため、講師養成を行いながら、より効果的な開催手法が求められる。

○課題に対応した令和6年度手話奉仕員養成講座の開催について（変更案）

手話通訳者養成講座は、手話を広め、手話にふれる市民を増やすことに重点を置き、入門編のみを毎年開催する。

入門編の受講者のうち、手話サークルに熱心な参加があり、将来的に石川県手話通訳者養成講座の受講を希望する修了者がいた場合は、その方を対象に基礎編を開催する。